

平成24年 7 月20日

## 第33回指定都市市長会議

午後 2 時30分開会

事務局長 それでは、失礼をいたします。名古屋市長はもう間もなくお見えになります。定刻になりましたので、ただいまから第33回の指定都市市長会議を開催いたします。

本日は、各市長にはご多忙のところ会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の諸活動並びに事務局の運営につきましてご指導を賜り、心からお礼を申し上げます。

本日の資料でございますけれども、マイクを挟みまして左右に配付してございますが、左側手前に5つの部会からの報告関係、その奥に本日ご議論いただきます要請文案あるいはアピール文案等を置いてございます。右側の資料がその他本日の資料となっております。よろしく願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、指定都市市長会の会長でございます神戸市の矢田市長からごあいさつをいただきたいと存じます。

神戸市長 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。本日は、各市の市長さんには大変お忙しいところご出席をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、5月に熊本市さんでローカルサミットを開催していただいたところでございますが、先日の九州での北部地域における局地的な豪雨によりまして、熊本市を初めとして広い範囲で数回にわたり、河川の氾濫、あるいは家屋の浸水といった問題、または土砂災害といった被害が出ているところでございますが、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。我々としましても、できることに関しましてご要請がございましたら、対応させていただきたいというふうに考えております。

また、同時に、近年のこの異常豪雨というものが各地で起こってございますので、これに対する備えをしていくということが求められるところでございます。それについて、改めて必要性を痛感しているところでございます。

また、東日本の被災地におきましても、現在、復興に向けた取り組みが続けられているところでございますが、現在、各市から多くの職員の方が現地に長期派遣されていらっしゃるところでございます。今後は、復興に向けてのまちづくり事業というようなことが中心になってくるということでもございますので、我々指定都市が持っているノウハウそのものをどうこの被災地で生かしていただけるか、そしてそれを継続的に支援として続けていけるかという点が重要であろうかというふうに思っております。この点につきまして

は、後ほどまたご説明をさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしても、息の長い支援ということについてあわせてよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

一方、国におきましては、今申し上げました東日本の震災復興とあわせて、社会保障と税の一体改革、またエネルギーの問題、あるいは日本経済の再生といったふうに本当に喫緊に解決すべき課題としてございますが、そういう状況の中で、やはり私は国が大きな目標を持って、また展望を築いて、そしてそれを明確にしながら前へ進んでいくということが必要ではないかというふうに考えているところでございます。そうした中で、私たち指定都市市長会としましては、市民生活に直結をする仕事を担っているわけございまして、そういう中で、基礎的自治体としての役割と圏域全体の中核としての役割をあわせ持って引っ張っていくのが指定都市でもございますので、そういう視点でこれからも将来にわたって安心な社会づくりを続けていくということが重要であろうというふうに思っております。

そういう意味で、今回も各部会で議論なさいました内容を国民に向けて、あるいは他のところへ向けて発出をしていくということにもなりますので、十分にご審議をいただければというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、本日は3部会が午前中に開催をされまして、災害復興部会は7月11日に、ちょっと時間の関係で先に開催をさせていただきました。また、これからの大都市問題の検討ということに関しましては、さまざまな課題等もあるわけでございますが、既に、今国のほうでもいろんな形で法案の準備もなさっていらっしゃるということでございます。それらも含めまして、この中から出てまいりました意見をもとに、積極的に論議を交わしていただき、そしてこれを意見の発出として出してまいればというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、全国市長会及び中核市の市長会並びに全国特例市市長会の方々、関係者の皆様にお越しをいただいております。ありがとうございます。

それで、報道の方にお願いをいたしますけれども、これ以降につきましては、記者席のほうからの取材ということでよろしくお願いをいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、規約によりまして議長は会長が行うこととな

っております。矢田会長、よろしくお願いします。

神戸市長 それでは、規約に従いまして会議の議長を務めさせていただきますが、何とぞ円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願いを申し上げて、始めさせていただきますと思います。

初めに、議題(1)地域主権推進部会からの提案・報告事項について、部会長の阿部川崎市長さんからご説明をお願いいたします。

川崎市長 川崎市長の阿部でございます。それでは、地域主権推進部会の審議内容についてご報告いたします。

議題は2点ございまして、1点目は、地域主権改革の推進について、2点目は、首長と国会議員の兼職についてでございます。それぞれお手元の資料に沿ってご説明いたします。

それではまず、地域主権改革の推進につきまして、資料1-1-1から資料1-1-3まででご説明をいたします。

資料1-1-1は、地域主権改革の進捗状況についてでございます。前回は報告いたしました。義務付け・枠付けの見直しにつきましては、現在、第3次一括法案が国会で審議中でございます。課題等といたしましては、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲ともに地方分権改革推進委員会から勧告された内容のうち、一括法等によりいまだ実施されていないものがあるなど、十分なものとは言えない状況でありまして、今後も基礎自治体の自主性、自立性を高めていくため、さらなる実施が必要であるところでございます。

次に、国の出先機関の原則廃止につきましては、先月、6月に国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の作成がなされたところでありますけれども、地方団体などとの調整がつかずに閣議決定が見送られております。現在、再度調整を行っているところであります。また、ハローワークにつきましては、地方の提案に基づく国と地方の一体的取組による事業が開始されておりますが、直轄道路、直轄河川等につきましては、具体的な取組が進んでいない状況でございます。課題等といたしましては、原則廃止に向けた具体的な工程の提示とそれに基づく移管に向けた着実な推進などが必要であるところであります。

資料1-1-2をご覧いただきたいと思っております。7月4日に指定都市市長会を代表して

私が出席いたしました、地域自主戦略交付金に関する地方ヒアリングの概要についての報告でございます。当日の出席者は、後藤内閣府副大臣以下記載のとおりでございます。また、ヒアリング内容といたしましては、地域自主戦略交付金の評価と25年度の制度改正要望等でございます。当日は、次に添付しております地域自主戦略交付金に関する制度改善意見資料によりまして、5月に発出した緊急意見に沿ってより具体的な提案をさせていただきます。この提案に対して後藤副大臣からは、今後、夏までに予算や対象の確定に向けて作業を進めていく上で、きょうの意見は貴重なものと認識しており、今後、地方との共同作業により、できるだけよい制度、仕組みに育てていく必要があるとのご発言がございましたので、今後も引き続き、地域主権推進部会市を中心として、国との事務的な協議を行ってまいります。

次に、資料1-1-3でございます。これまでご説明いたしましたとおり、地域主権改革の進捗状況が十分とは言えないことから、さらなる改革の推進が行われるよう、国に対して指定都市市長会としても要請をしていく必要があると考えております。こうしたことから、部会におきまして意見案を取りまとめたところでございます。

項目といたしましては、1、義務付け・枠付けのさらなる見直しについて、2、基礎自治体への権限移譲と税源移譲について、3、国の出先機関改革について、4、国庫補助負担金改革について、5、国直轄事業の負担金の廃止について、この5項目といたしております。地域主権改革の推進についての資料の説明は以上でございます。

次に、首長と国会議員の兼職について、資料1-2-1をご覧くださいと思います。この資料は、次の資料1-2-2、提案文の説明資料でございます。現職のまま立候補できる制度と首長と国会議員との兼職制度の2つの制度を提案しておりまして、その他提案理由や課題への対応等についてお示ししたものでございます。

資料1-2-2、首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案(案)をご覧くださいと思います。こちらは、国に対する提案の案文でございます。前文として、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国民の代表たる国会議員となり、国会での議決権等を持つことが大変有効であるとしておりまして、提案内容といたしましては、1、地方自治体の首長が在職中に国会議員の候補者となることができるよう、公職選挙法を改正すること、2、地方自治体の首長と国会議員を兼職できるよう、国会法及び地方自治法を改正することとしております。

首長と国会議員の兼職についてのご説明は以上でございます。以上、部会として全体の

会議に提案をさせていただきました。

続きまして、本日の地域主権推進部会における議論につきまして、お手元の結果概要によりご報告いたします。

まず地域主権改革の進捗状況についてでございますが、第1次及び第2次一括法が施行され、第3次一括法が国会に提出されるなど一定の進展が見られておりますけれども、義務付け・枠付けの見直し等については、地方分権改革推進委員会の勧告で示されたもののうち、法案に盛り込まれていないものがあるということで、十分なものとは言えない。また、国庫補助負担金改革については、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止して税源移譲をすること。地域自主戦略交付金は、それまでの経過措置と明確に位置づけることなどについて、引き続き強く要請していく必要があるということでございます。そういうことから、この夏に策定が予定されている国の地域主権推進大綱に向けて、別紙のとおり意見案を取りまとめたものでございます。

次に、首長と国会議員の兼職についてでございますが、真の分権型社会にふさわしい制度の構築に向けてさらなる改革を進めていくためには、地域の実情を国政に確実に反映させていくことができるような、そういう仕組みが必要であるということで、その1つの方策として、国民に身近な場で責任を持って自治体運営を行っている地方自治体の首長が、国会議員に就任し、国会での議決権等を持つことが大変有効であるということで、首長と国会議員の兼職に関する指定都市市長会の提案（案）を別紙のとおり取りまとめたものでございます。なお、この首長と国会議員の兼職については、指定都市市長会だけではなく、全国市長会、全国町村会などと連携しながら議論を深めていくことも必要であるということでございます。

私からのご報告、ご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

神戸市長 ありがとうございます。

それでは、2点ございましたので、まず地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会意見案の関係についてご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。特にご意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。ただいまの地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会意見については、原案どおりというふうにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。  
要請につきましては、部会長市に取り扱いを一任させていただきたいと思いますので、  
よろしく願いを申し上げます。

次に、地域主権推進部会からもう1点ございました首長と国会議員の兼職に関する指定  
都市市長会の提案(案)についてご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願い  
します。

名古屋市長 理由はいろいろありますが、まずこれは強制的なものではありません。ぜ  
ひこういうチャンスもあるということで、出たくない人は出なければいいのです。

具体的なことを言うと、この間要請していただきましたけれども、リコールのことがあ  
りました。県だと2カ月で、市であれば小さい市も大都市も同じ1カ月で、リコールとあ  
りますが、それは住民の権利ですから、それでも全然改正されません。片山さんがやると  
言っていましたが、全然国会が動かないという状況を見てみると、やっぱり要望だけでは  
だめなんです。国会で決めていく必要がある。

それから、被災地のある市長さんが、これは瓦れきの話ですが、やっぱり現地処理がし  
たかったと言っていたが、さっぱり国との話し合いがうまくいかなかったということで、  
首長と国会議員の兼職は大賛成だと言っていました。

それから、3割自治、4割自治ということで、川崎市が交付団体になって、全ての政令  
都市がみな扶養家族であるような言い方をされる世の中で物を申すには、やっぱり実際国  
会議員になって行動する必要が相当強いと僕は思っています。

それから、国会には実は離島議員連盟などがあるんです。だから、そういうところの声  
も反映しようという気持ちはあるので、別に政令市のような大きな自治体じゃなくても、  
離島の村長さんが国会議員を兼職することもあると思います。そういう人が直接国会議員  
になれば、地域の声が今よりも反映されると思うので、僕は時限立法でもいいです。とに  
かくこれだけ東京に集中した日本の政治の中で、国に要望しろ要望しろというのは、例え  
ば江戸幕府に分権を要求しても実現は難しいので、その場合は、やっぱり幕臣になると  
か、刀をとって戦わなければならない。ということなので、提案していただいて、政令市  
長だけではなくて、離島の村長さんたちもどんどん国会議員になって、いい日本をつくる  
ためにいろんなチャンスを持っていただくといいと思います。

それから、首長が議員になったときに、兼務の仕事がどうなるかといういろいろな問題については、さらに勉強を深めるということで、きょう川崎市長さんが言っていたけれども、ブレーメンの市長がドイツの上院の議長をやっているそうなので、そういうところで、実際議会が2つ同時にあったらどうやって対応しているのか、それは現にあるので、やりようがあると思います。勉強を深めていけばいいということなので、僕はぜひこれを提案したいし、強くアピールしないといけないと思います。

以上です。

福岡市長 福岡市とフランスのボルドーが姉妹都市30周年で先日行ってきたんですが、ボルドーのジュベ市長は、ボルドー市の市長であり、そして外務大臣だったんです。最近、大統領選挙の影響でかわりはしたんですが。ですから、フランスは国会議員の半分が首長が兼務という形になっていますので、国と地方の協議の場をあえてつくるのではなくて、制度として地方の声がダイレクトに国の中に入るという仕組みになっております。そうすると、当然歳費も、首長のほうは歳費は地方でもらっているわけですから、国会議員としての歳費も必要ないわけですし、そういった意味では、これから国の形を大きく変えていくときに、今制度疲労を一番身近に感じているのは地方の首長ですから、こういった声をダイレクトに国に入れていくという意味では、首長が兼務できるということは非常に意義あることだというふうに思います。

新潟市長 今フランスの話がありましたが、新潟の姉妹都市のナント市の市長は20年ぐらいいずっと国会議員を兼職されていて、今度フランスの首相になったわけです。そのようなことが当たり前の国があるということをお我々はもっと国民などに知っていただき、また、フランスは市議会と市長の関係も違います。そのあたり、全部フランスを踏襲するわけにはいかないけれども、やはり市町村長、一番の最前線を知っている人間が国政でしっかり意見を言うていくということは非常に重要だと思うので、ぜひこういうフランスの例などを伝えて、荒唐無稽な話では全くないということをお国民に理解をいただくようお願いかなと思っています。

札幌市長 今のボルドーなり、ナント市なりのお話ですけども、そこでは国会議員は在職のまま首長の選挙には出られるんですか。

福岡市長 兼務で可能ということです。

札幌市長 今言っているのは、首長が兼職をして、要するに在職のまま立候補してよろしいという話ですよね。反対の場合ですよ。国会議員が在職中に首長選挙に出ることができるかというのは、フランスではどうなっているのでしょうか。

新潟市長 それは出れます。

札幌市長 双方向性があるということですね。

新潟市長 フランスで市長になるには最大会派から選ばれるということになりますので、日本の首長選びとちょっと違うところがあるということは土台としてありますけれども、基本的には、市長の任期が先に切れれば、国会議員の方が市長選挙に立候補するということになります。

福岡市長 そういう意味では、全体の選挙制度自体を考えなければいけないというところはあるでしょうね。

横浜市副市長 横浜市長の意見につきまして、私どもが聞いている範囲で申し上げますと、主に2つ理由がありまして、もう少し慎重に考えたほうがいいのではないかと、つまり今すぐ要望していくのは早過ぎるのではないかとということを言われています。

1つは、指定都市の市長の広範多岐にわたる職務の重さを鑑みると、実際にはとても国会で議論をするということにまでゆとりが持てないのではないかとということです。

もう1つは、そもそも我々は、指定都市の権限をもっと大きくしていくこと、地方の役割をもっともっと大きくしていくこと、そして国との役割分担を明確にしていくことをずっと主張してきているわけです。そういう点から見て、国会議員と地方の首長との兼職が普通に行われるということは、国家の仕組みそのものの全体の中で考えていかない限り、ゆがんだ構造になってしまう可能性もあるのではないかとということです。

フランスの例はあるのですが、フランスはどちらかというと中央集権が非常に強い国と

いう認識でありまして、むしろ任命制で選出される市長もいますので、そういう中で行われている兼職の制度とストレートに今私たちが抱えている話と結びつけるのは、時期尚早ではないかというような慎重な意見でございました。

京都市長 私も部会で言ったことを繰り返して話してみたいと思うんですけれども、政令指定都市の市長は、日本中の政治家の中で一番忙しいと思いますし、現実問題として、現行制度の中で政令指定都市の市長が国会議員を兼ねるということは、余りあり得ないと思います。これは、市民生活に関わる多くの仕事を行っている基礎自治体の首長が国政の場で国を動かしていくということが非常に大事ではないかという提言ではないかと思いません。すぐにできるものではないですし、政令指定都市の市長が国会議員に出たいということではなく、今河村市長からもありましたように、離島や過疎地の首長が、現職のまま国政に出て、国政の場で現実に即した政策を訴えることが日本の国の形を地方から変えていくという意味において非常に大きいということだと思います。したがって、政令指定都市としてこれを要望していく、提言していくというよりも、全国市長会、町村会あるいは知事会と連携して大きなうねりをつくっていくこととし、政令指定都市の代表を出すという形でないほうがいいのではないかと。趣旨として賛成し、そのように、いかに自治体の意見を国政に反映させていくかという大きな課題提起としてやっていきたいなと私は思います。

熊本市長 熊本市ですけれども、私のほうからも、今の京都市長さんと同じような印象を持っているものでございます。今回中核市から政令市にならせていただいたわけでありまして、基礎自治体重視の分権を進めていくというようなことがやはり基本ではないかなというふうに思っておりまして、そういう意味では、市長会でありますとか、あるいは町村会でありますとか、先ほど河村市長さんのお話もありましたように、離島等もあると、それから道州制というようなテーマもあるという中で、基礎自治体重視の分権をどのように進めていくのかというようなこと、そういう意味では、市長会や町村会との連携を図っていくというようなことが必要ではないかというふうに思っております。そういう意味では、この指定都市市長会として問題提起をする、地方の声を国に反映していく方法の1つとしてこのような問題提起をするということはとても大事なことだとは思いますが、指定都市市長会として、このような具体的な法の改正でございまして、提案を

するのはいかなものかなというような印象を持っているものでございます。

広島市長 私も今の熊本の市長さん、幸山さんと似たような話で恐縮なんですけれども、自治体あるいは国を統治する権限のいわゆる権限分配、役割分配をどうするかという中で、政令指定都市は、自分たちのエリアのいろんな生活にかかわる統治権をほとんどおろしてくれという主張をしているという立場であるならば、国に対して、国内統治について余り物を申す必要はないようにしようという流れというふうに理解しております。

ここで首長さん方は、国会に出て議論するというのは、統治技術、統治権限がない自治体は国にお願いするという需要が高いだろうということ、ベクトルとすると、反対方向のことを同時進行でお願いするというふうになっていると思いますので、決めつけではなくて、これから地方と国のあり方について協議する場の中の1つの提言としてやるというなら理解できるというぐらいでお願いしたいと思うんです。ですから、今分権、指定都市が権限をくれと言いながら、またこれが出ていくとなると、論理的にどうかなという感じがちょっとするというのをきちんと認識した上で、やるとしてもやっていただきたい。論理矛盾するというのをどうも恐れるというか、議論のテーマとしてはいいと思いますけれども、一定の筋を通しながら、自覚して要望していくということが重要じゃないかというふうに思います。

千葉市長 多分問題提起ということだと思うんですが、今の国会の仕組みには矛盾点があると私は思っています。そもそも衆議院と参議院が全く同じ仕組みになっている、法案を両方とも同じように審議をするということ自体がおかしいと思いますし、参議院の改革の中で考えるべきであって、私はイメージとしては衆議院ではなくて参議院になるんだろうと思っています。

参議院で法案の審議をやるのではなくて、もう少し中長期的に国家というものをどういうふうにしていくべきかと考えていく中で、当然地方制度というのは重要な議論になってくるわけですから、その地方制度を議論するに当たって、その立場をよく理解する人間が参議院の枠の中に入っていくことに私は意義があると思います。参議院を海外の上院のようにすれば、下院と比べてそんなに法案審議に時間をとられるわけではありませぬので、懸念点である首長との兼任は、私は構成としては可能だと思います。参議院を改革し、地方側代表だけではなく、各界の代表者をある程度入れていく、そういうような参議院をつ

くっていくという中で、地方の首長が、私は地方の議員であってもいいと思いますが、地方の声を代表する存在として、参議院に入る道を開くということに意味があるのではないかと思います。

全く同じ議案を審議する市議会が、タイミングのずれた選挙制度で2つあったら、我々はこのようなところで議論はとてもできないですよ。そういう意味では、多分国民の多くが、参議院がこのままでいいとは思っていないわけですから、解決案の1つとして、地方のマネジメントを担っている我々からすれば、こういう考え方もあるのではないかという提示をすることも必要ではないかなと考えています。

広島市長 今回の千葉市長さんの話はまさにこの要請書に書いてある国会議員の候補という文言をそのままとらえて衆議院、参議院という議論をされたので、それは1つ理解できるんですけども、その以前に言われたフランスの例は、閣僚と言われましたよね。立法府じゃないんです。執行部なんですね。それをイメージしながら国会議員にと言われて、もう一段違う議論もされながらこういう要望書をまとめられているということですから、必ずしも議論が整理されていなくて、思惑は違いながら、大臣になるという 今回の日本のシステムは、国会議員が大臣になるということがあるから当然だということで、フランスの閣僚になっている例を引きながら、だから国会議員と、こう言われたんですね。今のは、立法府の中で、衆議院と違って、地域の実情をいかに投影するかというときに首長さんと言われた。執行部に入って、執行権限を持ちながら、地方の自治体のいろいろな権限まで決定できる国家組織に兼務した者が行くのとまたちょっと違うと思うんです。だから、そこら辺が必ずしも十分整理されていないので、ある意味で問題提起という形での原案なら賛成ですけども、これがフィックスされた、きちっとしたアイデアになっているとは、なかなか理解できないんじゃないかなと私は思います。

静岡市長 私も広島市さん、千葉市さんと同じ論点で、少し時期尚早なのかなというふうに思いました。もう少し市長会で二院制のあり方がどうあるべきかという議論もした上で、参議院のあり方、随分国会でも審議が進んでいますけれども、当事者同士だと、思惑もあってなかなか議論が進んでいない。我々第三者的に参議院のあり方をどうあるべきかと、国民の率直な声というものも聞く中で、参議院のあり方をそろそろ、制度疲労を起こしているという認識の中で提言をしていくということもあってしかるべきで、その延長線

上で我々現場の代表として国会議員、上院、参議院という立場で議席を得ることが適当かどうかというような順を追った議論が必要であって、今乱暴に国会議員兼職というと、あいつら論理矛盾じゃないかということも言われかねないだろうし、逆に国会議員になりたいただけじゃないかというような短絡的なことにもなりかねないし、そういうことも踏まえた上で、もう少し議論の整理をしてからの意見でもいいんじゃないかなというふうに思います。

堺市長 制度改革に向けてもまだまだ課題があるというふうに思います。ただ、公職選挙法とか、国会法とか、地方自治法の改正を要求していく、重複でもいいのではないかと、地域主権改革に向けた一歩になると私は思いますので、まだ具体的なものではないけれども、これを世に、そして国民に問うていく、この価値はあると思いますので、ぜひこの決議をされるべきだと、提案をされるべきだというふうに思います。

川崎市長 部会長として、ここまで取りまとめてきたいきさつを少しご説明させていただきたいと思います。

河村市長が実際に国会議員を経験されて、名古屋市長になられて、国会で自分たちが主張しているようなことを本当にどこまでまじめに議論されているのかという疑問を持つというようなお話がありました。首長経験者で国会議員になっても、やっぱり離れてしまうと、そのときそのときの利害関係に重きを置くようになって、本当にまじめに地方自治体のことについて議論してくれるかどうか保証の限りではないということがありまして、この地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会意見でも、非常に大事なことが書いてあるんですけども、そんな状況ではむなしいですよ。実際には遅々として進まないわけですよ。国と地方の協議の場というのは、一応形の上では設けられたんだけど、政党間の争い、協議のほう为重点になっていて、結果を知らされるような形で、それで従えということになっているのが現実なので、やはり地方自治体側の意見がもう少しストレートに入るような仕組みというのが重要ではないかということで検討してきたわけでありまして。

前回の市長会議でご報告いたしました。有識者の意見も聞いて取りまとめたら、ほとんどが難しい、大変だという話でございましたが、その理論を見ますと、現行の制度のままでは大変忙しい市長が兼職は難しいとか、もし何か別な形で問題が起こったときにどうするかとか、現行制度を前提にしているいろいろな問題があるということがほとんどなんです。

ね。そこで、いや、そういうことではなくて、実際に地方の意見を反映させるためにこう  
いった仕組みが意味があるということならば、憲法改正をしないまでもできるような方策  
というのではないのかどうか。つまり、法律制度は比較的簡単に変えられるわけですから、  
いろいろな基礎的な制度を変えることも前提にして、こういう形で国と地方の意見のすり  
合わせができるような仕組みが同時にできるかどうか、可能性があるかどうかということ  
で検討を進めてきた結果、こういう形にまとまったわけです。重複立候補ができるよう  
に、兼職ができるようにと。いろんな制度も、忙しいのはわかっているんですけども、  
そういうものができるような仕組みをつくっていくのにはどうしたらいいかということ  
で、今スタート台に立ったところなわけです。政令指定都市の市長が国会議員を兼職する  
というのは非常に難しいです。ただ、人口5万とか10万の市長が参議院議員を兼職してそ  
れをやるということに道を開いておいて、政令指定都市の市長もそういう立場になること  
ができるんだよと制度を開いておくことによって、政令都市の市長のままでも発言権が非  
常に強くなるわけです。ですから、そういうような形で道筋を開いていくことについては  
どうかということなんです。

細かい制度設計というのは前提条件がたくさんあり、非常に難しいんですけども、ど  
こかで、要するに地域主権改革が遅々として進まないところに、もうちょっと地方の意見  
が反映されるような仕組みを取り入れてくれよという形でぽんと飛び出して、政令指定都  
市は何を言っているんだという話で全国市長会とか全国町村会で言うかもしれません。そ  
うしたら、いや、あなた方について私たちはサポートしているんですよという話で、規模  
の小さい市町村の長ができるような仕組みを後押ししていけばいいのではないかと思いま  
す。

そういうことで、私としてはできるだけ　まず出発点なので、制度設計としては最終  
的には地方制度調査会ですとかいろいろなところで検討するわけですから、いずれにしろ  
このまま行くということはありませんので、こういう仕組みを指定都市市長会としては提  
案したよということのアピールしていくことは非常に重要なのではないかと思います。

その後、いろいろな意見が出てくると思うんです。まずここの中で議論をしておくとい  
うことが非常に大事なので、こういう形で議論をしていただいたわけですけども、全国  
市長会、全国町村会に出せばまた議論が起こりますし、それから、一般の方からそういう  
ことを言ってけしからんとかどうだとかいろんな議論が起こってきて、その中から本当に  
いいものを収束させていくという、いわばKJ法みたいな方法をとってもよいのではない

のかと私は思って出したわけです。

ですから、結論としては、まだ表に出すのは早いので、この指定都市市長会、特に地域主権推進部会でもう少し検討して、もう1回全体会議に提案するというにすることなのか、それとも一応ここで決めて、一旦この段階で表に出そうと、出してから次のステップを踏むことにすることなのか。もちろん今後修正しながら検討を進めるということになるわけですが。指定都市市長会で表に出せば、今度は全国市長会とか全国町村会と正式な打ち合わせ、協議ができる形になっていくわけです。内部の段階で調整というのはなかなか難しいと思うので、その辺の判断を今日のこの会議でお願いしたいと思っています。一旦ここで引っ込めるのか、ここで決議して前に進むのかということです。よろしくお願いします。

神戸市長 まず冒頭、部会長からの議論の報告をいただきましたが、この中では、全国市長会あるいは全国町村会と連携をし、議論を深めていくということが、さらにこの内容について必要な事項ではないかという報告がございました。ですから、そういった観点で今阿部市長からお話をいただいたというふうに思いますが……。

広島市長 今の川崎市長、阿部市長の話が今までの議論の流れであるとすれば、少なくともこの前振りの文章に言われた本当に小さな自治体、人口四、五万の、政令指定都市のように権限のおりていない、そういった、いかに権限をおろせと言ったって、制度的になかなか難しい首長さんを中心にこういったことをやるんだという趣旨を書いた問題提起にしないと、今言われたような補足説明をしないとということになると思うんです。もう少しこの書き込みをして問題提起というのをされてはどうかというふうに今思いました。つまりこれだと政令指定都市は、権限をくれと言いながら、さらにというふうに読めちゃうものですから、そうじゃなくて、そういうところに至らない自治体のことを考えてこういうことをやるんですよということをやらないと、説明とこの文面がどうも合っていないという気がしたんです。その上でみんなの合意をとるということをするべきじゃないでしょうか。

福岡市長 この前文でポイントとなるのは、「国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく」というところが非常に大事で、そこが肝であって、地方の意見をいかに国に持っていくか。もちろん基本的な部分の骨というものがきちっと我々の中で固まっていな

い中で出すということは非常に拙速感もあるしということもわかるんですが、一方で運動体としての私たちの役割というか、指定都市市長会は地方の団体の中の代表にもなっていないわけですし、今後、一番大切なのは、地方の声をいかに国の中に反映をしていくか、そして地方の声をいかに尊重した議論を国会の中でもしていただくかということがまずは大切なことですので、こういった発信をしていく。そしてまた、どんなにこの中で、私たちの中できちんと固まっても、どうせ外に出たら、必ずそれは議論になっていくわけですから、こういったことを発信していくことによって、国と地方の協議の場もより地方の声を反映しなければいけないというような形にもなってくるんじゃないかという意味では、運動体としての私たちの役割としても、地方の声をしっかり国に取り入れてほしいというメッセージを出すのは大切なのかなというふうには思います。

川崎市長 この「首長」というのは、政令指定都市の市長とは限定していないんですね。ですから、指定都市市長会の提案という形にはなっているんですけども、地方自治体の首長がそうできるようにしましょうという提案なんですね。ですから、その辺のところを理解していただく必要があるのではないかと考えています。

広島市長 ですから、今言われた説明を政令指定都市が小さな市長さん方のことを考えてやるということを説明されたわけで、そのとおり表現すればというふうに思ったわけがあります。

京都市長 課題提起ということですので、私はこれでいいかとは思いますが、部会でもありましたので、例えば「離島、過疎地等の首長が現職のまま国政の場で」という言葉をつけ加えて、「以上のことから、今後、全国知事会、市長会、町村会と議論を深めつつ提言する」という形にすれば今の議論が生きるんじゃないかと思います。

川崎市長 文章のどこかに広島市長さんが言われたようなことを入れてね。

京都市長 一步を踏み出さないという部会での熱い議論の中で、阿部市長にまとめていただきました。

神戸市長 全体的に今意見として出ておりますのは、もう少しウイングを広げていって、その中で議論を深めていくということはやはり重要なことではないかと。それと、その手法として、例えば今松井広島市長がおっしゃいましたような内容の表現というふうなこともあわせて、この町村会とか、あるいは市長会とかいうようなところこの議論を交わすというふうな時間が少し要るのではないかというご意見かと思いますが、そういった方向で、この部会長として何かその辺のまとめということになりますでしょうか。

新潟市長 フランスの話をもとにしたので、ちょっと誤解が生じたかもしれませんが、国会議員との兼職は当たり前という国もあり、特に長くやっていたら大臣になるひともいます。しかし、今のオランダ政権では、大臣との兼職はやめていこうということが出されているので、そこで逆にフランスだってこんなふうに変えているじゃないかと言われると困るので、そこだけ補足しておきます。ぜひ一步を踏み出すようお願いしたいと思っています。

福岡市長 私も全くもって絶対無理だという前提ではなくて、先ほど非常に大変だというのがあったので、そういったことをしている国もあるという例を出しただけであって、フランスのようになれというわけではございませんので。

神戸市長 ですから、再度申し上げますけれども、部会でももんでいただきましたけれども、さらにこの場で今皆さんのご意見をいただいたわけでございますので、そういうようなことで、もう少し時間をかけて、例えばさっき千葉市長さんが参議院の改革まで触れられたわけでありまして、また地方議員の話までされたわけでありまして、そういういろんな意見が、例えば町村会あるいは市長会からも出るかも知れません。だから、そういうような点で、この内容は、よりこの議論を巻き起こしていくとするならば、1つの提言としてという先ほどお話もございましたが、そういうふうな扱いでもって部会としてまとめるという形で、阿部市長さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

川崎市長 今具体的に出ているのは、参議院制度改革の話と過疎地域などの比較的小規模な自治体を代表できるような形という2つが出ていますよね。だから、その辺のところを入れた形で新たな案にして、次の回に部会でまとめて提案をするのか、その2つの点で

あれば、今修正してここで決めるか、どちらかですね。

千葉市長 私は今やるべきだと思います。

京都市長 それと、「他の市長会等との議論を深める」ということ。

千葉市長 そうですね。そういうのも入れたほうがいいですよ。

札幌市長 これは立法を求めるという話になるでしょう。だから、国会なり内閣に対して、意見書の名あて人がそういうことであっていいのかという話になりますね。だから、広く議論を、例えば中核市だとか、特例市だとか、そういうところも含めて、こういう我々の意見をどうやって国に反映させるのかと、そういう方法論の1つとしてこういう考えもあるけれども、いかがですかというふうな問いかけをする、現時点における内部的な取りまとめということではいけないのでしょうか。

静岡市長 申しわけありません。私はこれからちょっと中座しなければいけないので最後に申し上げておくんですけども、千葉市長の先ほどの参議院の論点というのはすごく大事だと思っております。ですので、取っかかりとして、今ここでやっても、譲っていいと思いますけれども、私は、部会長さんのご苦勞を存じ上げておりますけれども、やはりきちっと部会でもう少し練ってもらったほうがいいような感じがしております。少なくとも先ほどの3つの論点をきちっと整理した上で、基礎自治体や国民の皆さんにも理解をしていただく、共感していただく形での兼職規定という提言を明るみに出す、公に出すというほうが用意周到だというふうに思えてなりません。

以上申し上げて、申しわけありません。

神戸市長 今静岡市長さんからお話ございましたが、一応これに関しての議論はいろんな点で皆さんそれぞれお持ちであると思いますが、ただ、方向として、こういうものを我々は発信しながら議論を巻き起こしていこうというところに焦点を置くならば、こういうことで本日議論があったということで、再度部会の中でこれをやはり位置づけていただいて、そしてそれを今度他の市長会なり、あるいは町村会なり、その他の知事会とかと

というようなところにもこの話を持ちかけていくということで話を進めていくということではいかがですか。

名古屋市長 やっぱり決めないといけない。地方分権というか地域主権の主張がたくさんある。やっぱりそういう決めるところに自分たちが入ってやらないと、先ほど阿部市長が言われたようにむなしいです。今までずっとやってこられた方からすると、非常にむなしい話だと思います。

それから、もう1つ忘れてはいけないのは、衆議院議員などに出馬するときに、選挙を行います。当然任用されるわけではないです。一度選挙をやって市民が判断するわけです。この人はだめだと市民が判断すれば、落選しますから。仕組みは仕組みで見ますけれども、別に主権在民の立場からいえば、出馬しなくてもいいし、出ても落選するわけです。だから、僕はここで決めて、もう少し文案を修正してもいいですけども、やっぱり採決して決めていただきたい。

神戸市長 この件については以前から提案があるわけですが、部会で審議をずっと続けてきているという中で、今日こういうご意見が出ているわけでありますから、もう少し深めていくというふうな形でやるほうが私はいいんではないかと。別に何もこれが全体の地域主権とかというふうなところに影響を及ぼせるというふうなものでもないというふうに思いますけれども。

川崎市長 基本的にこういう形で、この1、2の形だけは主張できるということでまとめてきたわけですけども、基本的にこういう方向で、指定都市の市長会はこの提言をするということで進むんだということさえここで確認していただければ、案文とか、先ほどから出ているような具体的な疑問点を解消するような検討を今後部会で進めて、そしてもう少し詳しいものとしてこの全体会議に提案すると同時に、全国市長会とか、全国町村会とか、そういうところと協議をするというやり方はあり得ると思います。ですから、こういう考え方そのものがここで提案された段階で、全部なくなるということではちょっと困ると。そこをはっきりしていただければと思います。

神戸市長 分権の問題等を含めて、ずっとこれは国と地方の協議の場で言い続けている

問題ですから、ここで河村市長が採決をとってとおっしゃいますが、これは採決をとって、ここでこれはもうという状態になったときに、やはり全体的な問題として尾を引くと私は思いますので、だから、もう少し部会の中で議論をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに申し上げているんですけども。

名古屋市長 議論はしています。これをスタートに、世間にアピールをして、そこからまた議論を巻き起こすようにしないと、かえって密室政治のように見えてしまう。

神戸市長 ですから、議論はしていこうと、だから、呼びかけていこうというふうにお話がありますので、その方向でまとめていこうかと言っているわけです。

名古屋市長 議論するのはいいです。だけれども、やっぱりどこかの段階でアピールをして、それから国民に議論を巻き起こすというのは必要なことだと思います。内部だけで議論していたって仕方がないじゃないですか。

神戸市長 私が申し上げているのは、ここで採決をとってどうのこうのというふうにしてしまうことが本当にいいのかなということを申し上げたわけです。

名古屋市長 ここまで議論をしてきて、国民の皆さんに議論を巻き起こそうというのがいけないという人がいらっしゃるのであれば、それは採決をして決めないといけないです。

熊本市長 内部だけで確かに議論してはいかんと思います。だからこそ、市長会や町村会も交えて議論を吹っかけていくというようなことがあっていいのではないかな。

私は今分権ということに対しては、何となくみんな賛成だということなんでしょうが、基礎自治体に対する分権なのか、いや、もう私たちは受けられないから、広域自治体に対して、そこでいいと思っているのか、ある意味ではそういう2つの流れが出てきているような気がするんですね。私は基礎自治体重視の分権を進めていくというようなことを進めていくためには、やはり市長会や町村会あたりと気持ちをできるだけ1つにしながら進めていくと。先ほど運動論の話もありましたけれども、運動論的にも私はそれが必要ではな

いかと思います。

新潟市長 阿部部会長さんの、これまでのご苦勞と、そしてまた、きょうの論点も含めれば、かなりベクトルがそろったと思います。そして、それにプラス指定都市市長会としてのきっちりとした案ができないうちに、全国市長会などへの働きかけも行いにくいので、運動しながらやっていきましょうということだと思います。そういう方向できょうはまとめることでいかがかなというふうに思っております。

京都市長 それでは、先ほどの3点を確認して、同時に、まだ非公式とは思うんですけども、他の市長会等との協議を進めるというぐらいのことをこの場で方向性の確認をしていただけたらいいのではないかなと。あと、文言もまだまだ深めなければならないことはあると思いますから。方向性を一からまた議論するということではなしに、国民的な議論を起し、国にも提言していくという方向性の確認をこの場でしたらどうかと思います。

神戸市長 これは一から議論しようというわけじゃないですから、もう部会でいろいろもんでいただいたということで。

相模原市長 今も河村市長がご提案されておりましたし、ずっと提案されてきた案件ですから、せっかく部会でこのような文案としてまとめられたものについて、指定都市市長会としてその方向で進むかどうかの意はここで確認したほうがいいと思います。

それから、広島市長からも提案されましたが、補足が必要な内容についてはこの文案の中に書き込み、それを含めてどうするかということはここで決めていったほうがいいと思います。その結果をもって、これから各団体等に意見を広めていく、また理解を求めていくといった作業をしていくことが必要ではないかと私は思っております。

神戸市長 大体おっしゃっておられる内容は、ほぼ皆さんの思いが一致してきているのではないかなというふうに私は思うんです。ですから、さっき川崎市長さんが座長としておっしゃったお話と、また部会に入っていらっしゃる門川市長のお話等々、こういうものを酌み取りして、さらにそのウイングを広げながら話を続けてやっていただくということで

いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 それでは、そのような方向で再度、阿部市長さん、大変ご苦勞でございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

名古屋市長 そうすると、ここでは決まらなかったということになるわけですか。

京都市長 方向は決まっている。

名古屋市長 方向は決まっていて、文言を修文すると。

川崎市長 こういう方向で行くということは決まったわけです。具体的な中身と、やはり全員が賛成と言ってくれる状態に持っていく努力をこれからするということです。

神戸市長 よろしいですか。

名古屋市長 はい。

神戸市長 それでは、この関係につきましてはそういう形にさせていただきまして、次に、議題(2)の大都市制度検討部会からの提案・報告事項について、これは林部会長でございますが、代理として本日は鈴木副市長さんがお見えでございますので、鈴木副市長さんから説明をお願いいたします。

横浜市副市長 大都市制度検討部会につきましては、7月17日に書面協議により開催いたしましたので、その協議の結果をご報告いたします。

議題は1点でございます、「多様な大都市制度の早期実現に必要な法整備を求める指定都市市長会アピール(案)」についてでございます。

お手元の資料でご説明いたしますので、資料2-1をご覧ください。

現在、与野党5つの政党で、東京都以外の道府県に特別区の設置を認める法案について合意をしまして、今国会に共同提出する予定になっております。この法案は、指定都市

が早期実現を求める多様な大都市制度の1つであります、大阪で進めている大都市制度を推進するものでございます。

しかし、大都市が抱える諸課題を解決するためには、従来から制度創設を提案している特別自治市や、新潟などで進めている大都市制度についても、各地域の実情に応じて選択可能な制度として整備することが必要です。

また、民主党は、特別自治市等について、地元議会の議決を経た上で内閣総理大臣に制度創設を提案できる仕組みを設けるための新法案を取りまとめております。ただ、民主党のこの新法案につきましては、制度創設を内閣総理大臣に提案できるということにとどまっております。

そこで、5月の指定都市市長会議におきましてもアピール文を採択したところでございますが、このような状況の中で、改めまして特別自治市など多様な大都市制度の早期実現に必要な法整備を求めるという趣旨でアピールの文案をまとめたものでございます。

なお、部会におきましては、特別自治市は基礎自治体の自立を実現するための制度であり、他の自治体と連携して進めることが重要。大都市の住民自治のあり方について今後議論を深め、発信することが必要などのご意見がございました。このご意見についても資料を配付してございます。

よろしくご討論をお願いしたいと思います。

以上でございます。

神戸市長 ありがとうございます。

ただいまの報告に加えまして、同じ大都市制度にかかわる内容として、第30次地制調における「大都市制度のあり方」についての議論経過を事務局のほうから報告をいただいた後に、皆さんから意見をいただきたいと思っておりますので、そのようにお諮りをします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

事務局長 それでは、資料2-2をご覧ください。第30次地制調におけます「大都市制度のあり方」に関します議論につきましては、4月25日に開催されました第11回までにつきましては前回ご報告をいたしました。したがって、本日はそれ以降の議論経過についてご報告します。

5月17日、第12回専門小委員会におきまして、都と特別区、指定都市等の大都市に係る

税財政制度の特例、及び今後の検討すべき論点（案）について議論がされました。5月31日は、その論点につきまして地方六団体から意見聴取、また、論点（案）につきまして資料をもとに議論されました。6月18日の第14回の小委員会におきましては、論点の中から、大都市圏の抱える課題、それから、地方拠点都市の抱える課題、大都市制度の抱える課題につきまして資料をもとに議論をされまして、論点についてはおおむね了承がされました。6月27日の第15回の委員会で、論点については確定をするとともに、指定都市制度についての区、住民自治等の視点から議論をされました。7月9日につきましては、前回に引き続いて、区、住民自治等の視点からの議論に加えまして、都道府県と指定都市の事務・権限・税財源、都道府県と指定都市との間の調整等の視点から議論されました。7月18日の第17回の専門小委員会におきましては、中核市、特例市の制度についての都道府県から移譲すべき事務・税財源等の視点から議論をされたところです。

説明は以上です。

神戸市長 それでは、先ほどの大都市制度検討部会から提案がございました「多様な大都市制度の早期実現に必要な法整備を求める指定都市市長会アピール（案）」について意見をいただきたいと思います。

これにつきまして、ご意見をどうかよろしくお願いします。

京都市長 まとめていただいた案に基本的に賛成なんですけれども、大都市制度、特別自治市制度というのは、道州制を抜きに実現することは無理だと思います。我々政令指定都市も特別自治市と道州制をセットにして今まで議論し、提言もしてきたと思いますので、道州制のことについてもこれに加えていただきたいと思います。

神戸市長 そのあたりは、部会ではどんな形でございますか。

横浜市副市長 地方制度調査会でも、基礎自治体中心の道州制議論を推進するため、道州制下における大都市の役割について議論を深め、発信していく必要があるというご意見が出ております。したがって、道州制という言葉を何らかの形でこの中に書くことは、皆さんがよろしければできると思います。

ただ、道州制がいつ実現できるのかはわかりませんので、道州制が実現できないと、こ

の大都市制度改革は前進しないということを前提とはせず議論を進めてきたと思います。道州制のセットでしか解決できない問題、あるいは道州制が実現しなければ多様な大都市制度の実現もないと言う必要は必ずしもないと思っております。

堺市長 私はこの部会に出しておりますので、そこの中の議論を踏まえたと、基礎自治体優先の原則を徹底すべきだというふうな議論が進められておりました。そして、その中で道州制というのは一応いろいろな選択の中での視野には入れているものの、やはりもっと国や府県の権限を基礎自治体がもらうべきだということを重点的に議論していましたので、今ここに道州制というのを書くと、かえって混乱すると思います。私個人は、地域主権型道州制が本来のこれからの姿だと思いますが、今までの議論の中で考えますと、あえて道州制を入れる必要はないというふうに思います。

浜松市副市長 本日は市長が欠席しておりますが、代理という立場で発言させていただきます。

配布資料の主な意見の一点目が鈴木市長の考え方でございまして、大都市、それから指定都市といっても、本当に横浜市さんであるとか、大阪市さんであるとか、名古屋市さんと、それから我々浜松市とを比べますと、非常に規模も違いますし、都市の構造を見ましても、浜松市の場合は都市部もございませけれども、農村あり、漁村あり、山村あり、そして限界集落ありということで、まさに日本の縮図のような都市であるかなと思っております。

そうした中で、今回、基礎自治体優先という考え方については完全に同意するところでございますけれども、その中で何を指すかということでございませが、特別自治市については、自立する基礎自治体のモデルをつくる制度にしていきたいと考えているところでございます。そうしますと、この特別自治市というものについては都市部だけの課題ではなくて、さまざまな課題が、特に浜松市の場合は入っているかと思ひます。そうした中で、お隣の静岡市等を含めまして、これまで議論されていた特別自治市とはやや異なるし、おか型の特別自治市をつくってきたいということで、そういった意味からすると、大都市の問題だけではなく、いわゆる山村部であり、それから、限界集落の問題もあり、そういったことでとらえますと、必ずしもこの指定都市だけではなくて、例えば中核市もございませ。特例市もございませ。その他、何とか自立した自治体経営をしていきたいと考

えている基礎自治体もあるかと思しますので、そうした幅広い意見を取り込むような形で特別自治市制度については考えていきたいということで、今回、附帯意見という形で意見を述べさせていただきました。

ただ、今回、全体としまして大都市制度の早期実現に係る法整備という形でのアピールですので、この文言そのものについては否定するものではございませんけれども、さらに特別自治市に関する議論については、もう少し幅広い議論を深めていただきたいという思いで、今回こういう意見を付させていただきました。その旨だけお伝えさせていただきます。

神戸市長　そういう意味で、「多様な」という言葉が冒頭についているわけですが、すけれども、この大都市制度そのものについては、やはり何が目的かということについては随分議論を続けてきたわけでありまして、そういう中で、この地域主権とかいうふうな言葉に今変わっていますけれども、以前は分権ということずっと議論をしていたわけがあります。そういうような根底には何があるかということ、やはり今の仕組みが余りにも偏り過ぎているのではないかということで、権限と財源の移譲をきちっとやるべきであると。それをやっていく際に、国と地方と協議の場を設けてやっていこうというところまでいって、そして今、いろんな議論が出てくる中でまた展開が始まっているわけでありまして。そういう中で、今、浜松市さんがおっしゃったような点は、これはしずおか型と言われましたけれども、1つの考え方の形態ではないかというふうにも思いますが、全体の大都市制度の整備に必要な法整備という点に関していくと、やっぱり何らかの収れんが必要でございます。そういった点についてアピールという形で発出をしようかという趣旨が今回のものではないかと思しますので、ぜひそういった点で、この中身について、これもまた意見が分かれるところもあるかもわかりませんが、本当の意味の大都市が抱えている諸問題というものは一様ではございませんので、それに向けて、この20都市が一堂に会して一致するところを探っていこうということが趣旨でもございます。ぜひそういった点で、また何か別に加える意見がありましたら、おっしゃっていただきたらと思います。

さいたま市長　私は、今回のこのアピールの文章でいいのではないかと考えているんですが、1つ、今回のアピールをこのタイミングで出す重要なポイントは、指定都市市長会でこれまで特別自治市を含めてさまざまな大都市制度について議論してきたわけですが、

1つは、いわゆる大阪都構想が法律としてできたわけです。これで大都市制度の問題は終わりなんだというふうになってしまっただけではない。だから、まだまだ大都市の問題は、大阪の部分については1つ方向性が出ましたけれども、それ以外のものを引き続き議論していかなければいけないんだという、このタイミングでこれをしっかりアピールとして出していくということは大変重要なことだと思っていますし、この文章の中で提案していくことがいいのではないかと。

ただ、もう一方で、門川市長さんから道州制のお話が出ました。私も去年、この大都市制度の部会にいたんですけども、実を言うと、余り道州制の議論は十分にこななかったのではないかという認識を、私自身は堺の市長さんと同じように持っておりますので、このアピールを出した後の今後の大都市制度のあり方については、やはり道州制なども一部検討、あるいは考えていくことも必要ではないかというふうに思っております。

ただ、まとめてもう1回言いますと、このアピールについては、この文章でこのタイミングで出すのがいいのではないかと、私はそう思っております。

広島市長 私自身は、京都の市長さんの意見も考慮しながら、原則これに賛成ですけども、修文みたいなものを入れたほうがいいんじゃないかと思います。下から2つ目のパラの「各地域の実情に応じて選択可能な制度として整備することが必要である」の1つ前の「大都市制度についても」の後に、「道州制の議論の動向を踏まえつつ」という言葉を入れてやると、今までのご意見とも調和できるんじゃないかと思ったんです。「大都市制度についても、道州制の議論の動向を踏まえつつ、各地域の実情に応じて選択可能な制度として整備することが必要である」。「道州制」を頭に補うということでしたので。

千葉市長 私も、多分最終的には道州制の議論がセットになるというふうに思うんですが、鶏と卵みたいな話なんですけど、道州制の議論の方向性がまとまらないと、特別自治市などの議論はできないよというふうにひっくり返されて使われてしまうという危険性がどうしても捨て切れないものですから、「道州制」というのを極力文言上は出さないほうがいいんじゃないかと思っています。ただ、広島市長のお話もわかりますので、もし入れるのであれば、「道州制の議論も踏まえながら」などの表現にとどめるのがよいのではないかと思います。

新潟市長 部会のメンバーとして、私は今非常に危機感を持っています。さいたま市長さんがおっしゃったように、大都市制度の議論はもう大阪府プラスそれ以外も特別区をつくれますよということで、政党はこれで終わったつもりになっています。私は地方制度調査会の雰囲気も特別自治市をこれから真剣に議論していくというように思えません。もっと収束の方向に急速に向かうのではないかとこのように思っております。それで一番下のところに「この度の法案提出を多様な大都市制度の実現に向けた第一歩と位置付け」ということを、入れて欲しいとお願いしたのですが、次に議論をつなげていくという面では、新潟は道州制は余り望みではありませんけれども、「道州制の議論も踏まえつつ」ということで次につなげてやっていくんだということを示したほうがいいと思うぐらい厳しい状況だと思っています。

京都市長 ありがとうございます。今後の動きがわかりませんが、この数年で道州制の議論は随分進むのではないかとこの気もします。それを進めなければ日本の国の行財政改革等が本当に進まないのではないかとこの気もします。したがって、今、修正案を出していただいているのはありがたいんですけども、「道州制の議論を深めつつ」ぐらいにしていいただければありがたい。

神戸市長 いろいろ意見が分かれておりますけれども……。

相模原市長 基本的にはやはり道州制ありきで、その中に多様な大都市制度といった選択肢があるのだらうと思っています。ですから大都市、特に指定都市が行き着く先に、最終的には道州制の存在があることを見据えながら検討を進めていくことについて、しっかり確認する必要があると思います。そうでなければ、よく言っていましたよね、大都市制度で指定都市だけがよくなればいいのではないんだと。そうした考え方は傲慢そのものと、こうなるわけですよ。ですから、最終的には地方を含めた日本全体の自治の形がどうあるべきかという見直しをしていくものであり、それが大都市制度の検討の前提にあるということをしっかり確認しないと、指定都市以外の各自治体からの支持も得られないと思いますし、改革も進まないと思っておりますので、確認をしていただきたいと思います。

川崎市長 「道州制の議論を踏まえつつ」とか、やはり道州制を入れてほしいです。というのは、実は神奈川県では、今、神奈川臨調なるものをしていて、出てきている結論めいたものとして、県内の県有施設全廃、県から市町村等に出している政策的な補助金全廃という提言が出そうなんです。我々は、そうしたら県を全廃という形で、そういう形の改革をしたほうがいいんじゃないかと、神奈川県市長会の中でそんなことを言っているわけです。そうしますと、では、政令市以外のところについては一体どこがどう補完機能を果たすんだということになってくると、やはり道州制のような枠組みはどうしても必要になってきます。そのような意味で、改革の方向性として、セットで基礎自治体中心に進めれば進めるほど県の役割が少なくなって、より広域的な自治体の役割が増してくる、これは国からの分権というところなので、何らかの形で道州制は入れておいてほしいと思います。

横浜市副市長 皆様のご意見の多数が「道州制」という言葉を入れるということであればそれに従いたいと思います。

ただ、このタイミングでこのアピールを出すことのもともとの動機は、大阪で検討を進めている大都市制度が法整備される一方、特別自治市を初め多様な大都市制度を実現しようとした指定都市市長会の意向は現時点では反映されていないということにあります。また、民主党が新たにさまざまな大都市制度を提案するための法案をまとめているという動向もあります。

もう1つは、地方制度調査会では、特別自治市制度について、中身的には非常に賛同ができるという意見は相当今いただいております、議論が深まっている最中です。それは、必ずしも道州制が前提でなければ実現できない話として議論されているわけではなく、道州制とは分けて、この制度は成立するのではないかという議論がされているという状況です。必ずしも道州制が強調されなければ出す意味がないということではなくて、むしろ道州制と一緒に検討すべきものだから、そのときに抜本的に解決すべきであるということを余り強調してしまうと、大都市制度改革はゆっくり、じっくり取り組めばよいというニュアンスが出る危険性はあると思っています。即座に、今、各政党に多様な大都市制度の早期実現を求めるのであれば、「道州制」という言葉を使わない方法もあると思っています。

神戸市長 この時期ほど大都市制度についての議論がいろいろ出てきた時期というのは、少し考えてみると、今までなかったと思うんです。そういう中で、まず我々は、やはり政令指定都市としては基礎的自治体としての中で広域的任務を担う多様な形態だというふうに思いますから、そういう団体としてどういう発出をするかということにかかわるのではないかとこのように今おっしゃったのではないかと私は理解しました。そういう中で、特に特別自治市など多様なというふうに言って、これを求めていこうとするわけですから、その手法の点について、今、道州制を加えて表現するのがいいのか、あるいは、そういう中では、やはり今まで述べてきたようなことでやるほうがいいのかというふうに少し分かれているのではないかとこのように思うんですけれども。

広島市長 今回の横浜市のご意見をもう少しそんたくするならば、先ほど申し上げた提案をもう少し修文して、「深めつつ」じゃなくて、道州制の議論ですから、道州制をやるとは言っていないから、まずそこをしっかりと押さえていただいて、「道州制の議論も見守りつつ」、要するに、横目に置きながらということで、忘れていないよというメッセージで、「踏まえる」となると、それで動かないといかんというふうにとられていましたので、視野に置いておるとこのことを、京都の市長さんはそういうことだというふうに理解すればいいんじゃないでしょうか。「道州制の議論も見守りつつ」を提案します。

熊本市長 先日、熊本で開いていただいた指定都市市長会議の中で、大都市制度の指定都市市長会のアピールを出していただいておりますが、その中でも、「大都市制度のあり方は将来の道州制を視野に国のあり方そのものを変える大きな課題であり」ということで、たしか初めて「道州制」という文言が出てきたのではないかとこのように思っております、これはある意味、大きな転機なのかなと思ったところでございますので、私は「道州制」という言葉もぜひ盛り込んでいただきたいという立場であります。

千葉市長 「将来の」というのはいいですね。「将来の」と言えばセットではないと言えますから。

広島市長 「見守る」だけでも大丈夫ですよ。入れなくていいから。

堺市長 このアピールのもとにある根底は、先ほど横浜市の副市長さんがちょっとおっしゃられましたけれども、第3パラグラフ、ここが一番みそなんです。今まで我々は、特別自治市を推進する立場でいろいろ議論してきました。その中で、多様な都市のあり様について議論をすべきやという議論はあったものの、第3パラグラフが出てきたんです。これについてどう対応するかということで、この全体のアピール文がなっているんです。だから、このあたりを忖度したら、趣旨はこのままで生かしておいて、「道州制」という言葉は入ってもいいと思いますけれども、このアピールはまさにそういうことで、1つの決め打ちが、大都市制度を進展させるのではないよということを、まさにここが言いたいということが趣旨なんです。だから、そのあたりをよく議論の経過として、相模原市長さんもそのようですな。

相模原市長 そのお話は分かるんですが、川崎市長さんも言われたように、例えば神奈川県におきましては、33の自治体の中で、3指定都市だけが特別自治市だとか大都市制度を求めていけばいいのかという議論は非常に多くありますので、この議論の流れの中では、特別自治市等は絶対に実現できないと思います。こうしたことから、我々指定都市市長会は、大都市制度の検討について、最終的には道州制や周辺の関連都市との連携を視野に入れながら進めようとしているわけですから、道州制もありきということはしっかり確認することが大事だと思っています。

ですから、今回のアピール文の原案を否定するものではなく、内容については全くこのとおりでいいと思っていますが、そこに少し文章を加えたほうが、指定都市だけがよければいいわけではないという趣旨が出て、ほかの自治体の理解も得られるのではないかと考えています。

神戸市長 全体の趣旨についてはご賛同いただけると思うんですが、そこで、文章表現の形態というふうにおっしゃいましたけれども、先ほど松井市長がおっしゃったように、「道州制の議論も見守りつつ」を加えるということで異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 それでは、少し修文をさせていただいて、そのような方向でアピールをしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、議題(3)に入ります。市民生活・都市活力部会からの提案・報告事項について、

部会長の上田札幌市長さんからご説明をお願いいたします。

札幌市長 市民生活・都市活力部会での議論についてご報告いたします。

この部会からは、「生活支援戦略」中間まとめに関する指定都市市長会の意見について、資料3-3でございますけれども、最終的にはその意見についてご提案させていただきます。

資料3-1、3-2、3-3をご覧くださいながらお話を聞いていただきたいと思えます。国では、既に生活保護制度の見直しを含めた生活困窮者対策として生活支援戦略というものを、この秋を目途に策定するというにいたしております、社会保障審議会に特別部会を設置してこれを検討するというになっております。この特別部会に地方自治体の関係者の委員として4名選任されており、政令指定市からは私が参加させていただいているところであります。各委員から意見発表というものを順に行っており、来週の7月26日に私が意見を述べることになっておりますので、指定都市の考え方ということで、この中間まとめに対する意見を述べたいということで、皆様方のご意見をちょうだいし、この意見にまとめさせていただいたところであります。これをご採択いただいて、特別部会の場で発表させていただきたいと考えております。

意見書は3-3でございますが、順にご説明申し上げます。資料3-1をご覧ください。生活支援戦略は、7月5日の国家戦略会議におきまして中間まとめが報告されております。この資料3-1がそれでございます。

続いて、資料3-2でございますが、生活支援戦略について、生活保護の実施主体として現時点で問題と考えられる点を札幌市の状況を踏まえながらご説明いたします。

1ページ目は、「生活支援戦略」中間まとめについて、現時点での問題と考えられる点をまとめたものであります。意見書につながる論点は後ほどご説明いたしますけれども、左側は、生活支援戦略の中で生活困窮者支援体系の確立として掲げられております7項目、右側は、生活保護制度の見直しの検討を進める事項として掲げる5項目でございます。

2ページをご覧ください。札幌市の保護動向でございますが、平成13年度の被保護世帯数は、この10年間で1.8倍に増加しております。特にその他世帯の増加が著しく、この10年間で3.2倍、この5年間だけを見ますと1.9倍に増加しております、働く能力がありながら生活保護を受給する者に対して就労・自立に向けた積極的な支援がより重要になって

きたということを示しております。

3 ページをご覧ください。札幌市の生活保護費の推移でございます。被保護世帯数の増加に伴い生活保護費も増大いたしまして、財政を極めて圧迫しているということが言えますし、平成23年度におけます医療扶助は567億円で、生活保護費の約半分、46.3%を占めております。右側、ケースワーカーの推移でございますが、毎年、ケースワーカーを増員しておりますけれども、被保護世帯数の増加にケースワーカーの配置が追いついていないというのが状況でございます。こうした保護動向は、各指定都市が同じ状況にあると思われるところでございます。

4 ページをご覧ください。第2のセーフティネットに関する論点でございます。現行の求職者支援制度は住宅手当との併給ができないということになっておりますために、支給額が生活保護基準よりも低く、十分に機能しているとは言いがたいという面がございます。働く能力がある者が生活保護に至らずに自立できるように、給付水準の確保とあわせて、就労・自立支援と一体となって機能する制度とする必要があると考えます。

5 ページ目をご覧ください。調査権限の強化について検討されておりますけれども、調査項目や対象を拡大しても、これに対する回答が得られないということであれば意味がありません。よって、回答の義務付けと正当な理由なく回答を拒否する場合の罰則規定も必要だと考えます。また、調査結果についての措置が適切に講じられなければ不正受給の抑止にはなりません。よって、不正受給を行った者に対する罰則の強化、さらに、罰則の適用に当たっての警察との連携など、実効性の確保というものが必要となります。

医療扶助の適正化につきましては、医療機関の指定や指導の見直しが検討されております。医療機関の指定については、生活保護の指定医療機関に健康保険法をみなし適用すること、あるいは取り消し要件等を明確にすることが必要です。また、指定医療機関への指導に当たっては、地方厚生局の協力で指導体制を強化することができるのではないかと考えているところでございます。

6 ページ目をごらんください。札幌市の就労支援の状況をご紹介します。就職に至った124件について支援を開始すると、平均して約2カ月という短い期間で就職できていること、そして、支援の開始時期が保護の開始から早いほうが、より早期の就職に結びついているということがわかります。

また、就職による保護の廃止に至った者の7割は、保護開始後1年以内に就労支援を開始したケースであるということからも、生活保護受給者に対する早期の就労支援開始の重

要性ということがご理解いただけるのではないかと思います。より効果的な就労支援を進めていくに当たりまして、ハローワークと一体となった就労支援体制の強化ということが必要となると考えるものであります。

7ページ目でございます。福祉事務所とハローワークの一体型モデルの提案でございます。情報を共有することによって、福祉事務所が被保護者の能力、あるいは求職状況に応じて的確な支援が行えるといった効果が期待できると考えております。また、早期に就労・自立が困難な方へのボランティア活動の参加、あるいは中間的就労の場への参加といった支援をNPOや社会福祉法人、民間事業者へ委託することで、福祉事務所とハローワークの資源を早期に就労・自立可能な者へ集中できると考えております。

資料3-3をご覧ください。「生活支援戦略」中間まとめに関する市長会の意見（案）でございます。前文の中ほどの記載となりますけれども、今年の5月に行いました生活保護制度の見直しについての指定都市市長会の要請でお示しをいたしました低所得の高齢者への生活保障や生活保護費の全額国庫負担等、社会保障全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革について、問題を先送りすることなく、真摯に実現に向けた検討を行うべきであるということをお願いしております。

また、最後の3行でございますけれども、「生活支援戦略」の策定に当たっては、生活保護の場で日々実務に当たっている地方の意見を十分に汲みとり、今日の社会経済状況に応じた実効性のある改革の具体案を早期に策定して実施することを求めるというふうに行っているところであります。

項目といたしましては、3点ございます。

1点目は、生活困窮者支援体系の確立についてです。この点について2つほどございまして、セーフティネット機能の十分な整備について、働く能力のある者が生活保護に至らずに自立できるように、生活保護と同等以上の給付水準を確保すること、ハローワークによる就労支援や住居を確保することなど、実効性のある制度の構築が必要ということでもあります。

また、貧困の連鎖防止の取り組みは、生活困窮者が増加しないように、今後、重点を置いて個別の状況に応じた施策を幅広く展開するべきというものでございます。

2点目の生活保護制度の見直しについてであります。4点ほどございます。1点目は、地方自治体の調査権限等の強化についてございまして、回答の義務づけと、回答を拒否する場合の罰則や、あるいは不正受給の告発などにおきまして警察との協力・連携体制

の強化というものが必要だということでございます。

2点目、医療扶助の適正化については、医療機関の指導に当たりまして、医療機関の指定のあり方の見直し、あるいは医療機関の指導を国と地方が協力して行う仕組みの導入等が必要ということであります。また、医療費を一部自己負担する仕組みの導入についても検討することを求めるものであります。

3点目、ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化でございます。ハローワークと福祉事務所の情報共有、そして、福祉事務所への求人端末の設置等の取り組みを進める必要があるということであります。

4点目は、増加しております高齢者世帯への対応であります。従来から提案しております年金制度と整合する新たな生活保障制度の検討が必要であるということであります。

最後に、実施体制の整備について、生活困窮者支援の実施に当たっては、現場の負担を増加させない方法によること、また、協働して支援に当たる民間事業者が支援を維持できる制度とする必要があるということ、これらの費用は全額国が負担するべきであるということでございます。

午前中の部会の議論については、別紙のとおり、各市長から、生活保護の問題は、崩れかけている日本の社会をどう修復していくかということにあるという強いメッセージになるようにとの意見、あるいは不公平感が厳しい、頑張った人が報われる制度になるような最低賃金や年金制度等の矛盾を解消しなければならないとの意見、あるいは本当に社会が不景気な中で、求職者はなかなか雇用先を見つけられず、自分は社会に必要とされていないという意識を持ってしまうような、そういう事態を解消していくための生活支援制度の方策を考えるべきであるというような意見が交わされたところであり、全体として、この原案について承認をするという結論になったところでございます。

これが当部会の検討結果でございますので、この意見と、今年の5月に熊本で採択していただきました生活保護費の全額国庫負担等の問題も含む「生活保護制度の見直しについての指定都市市長会要請」も資料として提出しながら意見を述べたい、このように考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

神戸市長 ありがとうございます。先ほどご紹介にもございましたが、上田市長さんは、この社会保障審議会の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の委員をされておられます。この7月26日、第7回の特別部会で指定都市市長会を代表していただきま

して、今ご説明のありました生活支援戦略の中間まとめに関する指定都市市長会意見、今はまだ案でございますが、これを発出していただくということになってございます。ついては、この件につきまして何かご意見がございましたらお願いいたします。

広島市長　まとめで、資料3-3、全般的には私も大賛成であります。1点、後のほうで自分も報告するテーマである(3)のハローワークと一体となった就労支援の抜本強化の文言であります。1文字直していただければと思います。「働く能力がある被保護者については、「保護開始後」の「後」を「保護開始の際の」としていただけないでしょうか。というのは、これは現状のシステムにこだわっておりまして、支給し始めてから後にしかこういう支援をやらない。落ちる前にやることのほうが実は重要なんです。ですけれども、今の自治体と国の権限ですと、どっちが先にやるかということで、とにかく対象者を限定するという現行制度に余りにも縛られておりますので、少なくとも開始の際に、支給者になる前ぐらいからでも紹介をかけてあげてということをやれるような余地を残しておいていただきたいんです。

ですから、この「後」というのは、多分国のほうの現行体制を維持したいという気持ちを一生懸命込めているような気がしますので、あえて「後」を「際」に変えていただきたいと思います。

神戸市長　他にございますか。これは本当に今大変世論を騒がす重要な問題になってございます。この政令市が生活保護世帯を一番たくさん抱えているわけありますから、そういう意味で、7月26日の特別部会において、大いにこの辺の内容の発出をお願いしたいというふうに思います。今、松井市長からのお話にございました点は、「保護開始の際に」ということでよろしいでしょうか。

京都市長　不正支給について、あらゆる調査をして摘発し、返還命令を出しますが、なかなか返還をしない。その場合に、後で支給するものから天引きできず、非常に矛盾しているんです。任意で返さない限りは返還されない、こういうことになっておりますので、不正に支給した者については、後の生活保護費から天引きできるということを入れてほしいと思うんです。

札幌市長 それはなかなか厳しいですね。生活保護制度というのは、支給額が多いかどうかということについて議論がありますけれども、しかし、その制度設計をしている基本的な考え方は憲法第25条のところから来ているわけでありますので、先ほどの医療費の一部負担もそうなんですけれども、平常時の生活を基準に考えているわけでありますから、決して余裕があって生きられるということではないという視点を考えますと、なかなか厳しいご意見かなと思います。

京都市長 事実上、不正受給がまかり通る最大の原因の1つだと思います。それでは、一般市民は、納税者は納得しない。明らかに収入があり、それをきちっと補足して、これだけは返さないと言っても返しませんと。任意でなかったら返さないと。もちろん長期にわたって返されてもいいわけですから、インセンティブの話がありますけれども、それどころか、不正をそのまま認めなければならないという制度について検討するように、少なくとも発覚した不正についてはきちっと返還させるということが私は必要だと思います。

神戸市長 これについてちょっと意見を申し上げますと、今おっしゃった点で、神戸市の場合は、不正受給が発覚した場合には、後々の債権管理も含めて、徹底してこれを取り立てるということをやっておりますけれども、各市はいかがでしょうか。

京都市長 それはやっていますけれども、実際に物すごい手間隙と人件費がかかって、かつ回収率はそんなに高くないのが実態です。口座に振り込ませてとかいろいろなことをやっておりますが、議論の俎上に上げてほしいと思うんです。

さいたま市長 さいたま市も、この間、議員に去年のいわゆる生活保護費の不正受給についてきちんと対応しなかったとかというので告発をされているんですけども、去年の状況を私もつぶさに見せてもらいましたら、例えば10年間収入があったのに、それを申告しなくて1000万円ぐらいに上ったりしているケースもあるんです。それで、片や1年ぐらいで年金みたいなものをもらって500万円ぐらい上がったりしている。ただ、既にそのお金がなくて、回収はしているんですけども、大体1万円とか、それ前後で、私たちとして、告発をしたりする場合の、ちょっと告発の事例、他市のものをずっと見せてもらって

いるんですけれども、金額ではなくて、やっぱり悪質かどうかという判断で告発をされているんじゃないかと思うんですけれども、告発の基準みたいなものだとか、あとは返還させる金額、これが要するに、最低生活を保障しなくてはいけないということがベースにあるものですから、高くても1万円前後ぐらいという形になってしまっていて、実質、回収率ということ言うと極めて低いと。そのことが、1つは、そういった意味では、不正受給を増長させることにもつながるといようなことも私たちも感じるものですから、何かやっぱり基準をつくって、もう少し回収ができないかとか、あるいは告発するにしても、ある程度の基準を持たないと、片や必要な最低限の生活は守ってあげなければいけないという部分と非常にジレンマがあって、非常に難しい問題を抱えているんです。

ですから、少しその辺の基準が明確になってくると、そういった不正に対する対応というのももう少しやりやすくなるんじゃないかという気がするんです。

札幌市長 ありがとうございます。22年10月の指定都市市長会の提言の内容に、保護費の返還について、最低限度の生活の維持に支障のない限度において保護費から差し引き徴収ができるように、という意見を述べています。この、生活の維持に支障のない限度においてというところが、一番、皆さんが困難に思っている部分だと思いますので、頭からできないという話ではなく、やれる限度においてはみんなそれなりにやっていることを、きちんと条文化しようという話でございます。

広島市長 私自身の理解は、最低生活をどの水準であるかという理念は皆さんわかっておられるんですけれども、具体的な実務として、個人所得、流動資産と非流動資産、その把握をきちんとできるというシステムがあれば、今言った問題は簡単に片づくんです。ですから、個人所得を把握するということが今実際できていない中で、一律な返還というのは、過度にきいたときには憲法第25条の精神に反する。足りないと不正を許すと。ですから、まじめな議論として、マイナンバーとかいったものを導入して個々人の資産を把握するというのをまずやるということを受容する社会環境をつくった上でやらないと、これは堂々めぐりの議論だと思うんです。だから、ちょっとこの京都の市長さんの話は、もう少し個人所得を把握するという議論の成熟を待った上での課題ということで、本当に歯がゆいですが、もう少し時間をかけるべきテーマじゃないかというふうに思います。

千葉市長 1年ほど後の議論の際には、マイナンバーの話には、やはり触れざるを得ないのではないかと思います。マイナンバーは、現在の政府の法案ですと政府内に限るわけですから、そうすると、銀行や土地、車などについてマイナンバーを活用して調査することができません。マイナンバーの法案が仮に通った場合には、少なくとも生活保護行政に限って言えば、プライバシーは元々申請時に全部調べていただいて結構ですという誓約をした上で生活保護を受給しているわけで、プライバシーの議論には当たりませんので、資産調査に必要な民間分野においてマイナンバー活用の道を開くことというのは、私は指定都市としてぜひ提言すべきだと思っております。今回言うべきかとも思ったのですが、それはちょっと先を見過ぎかなということで見送ったのですが、将来の議論としては必要かと思えます。

神戸市長 それでは、この7月26日に意見を発出される際に、今、付加意見として出てまいりました内容等を先ほどの資料の上に加えていただいて発言いただけるということでしょうか。

札幌市長 結構でございます。

神戸市長 皆さん、よろしいでしょうか。

札幌市長 マイナンバーにつきましては、もう少し議論が成熟してからということでしょうか。

名古屋市市長 マイナンバーは、私は大反対です。こんな制度を導入しても手間ばかりが増えて、所得を捕捉することはできないです。だから、これは幻想であって、実際は全く意味がない。特に個人商店の現金収入は全く捕捉できませんから、そういったことを踏まえて議論してもらわないといけない。

札幌市長 そのところはちょっと触れないように、これからの議論ということで。

神戸市長 それでは、先ほど申し上げましたように、26日の場で先ほどの資料3 - 3を

ベースにして付加していただいて、この話を出していただきたいということでお願いを申し上げます。

次に、議題(4)に移りたいと思います。経済・雇用部会からの報告事項につきまして、部会長の松井広島市長からご説明をお願いいたします。

広島市長 それでは、本日の経済・雇用部会での議論についてのご報告をいたします。

本日の部会は、医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について、それから、指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）業務等の移管についての2つを議題として行いました。お手元に、経済・雇用部会における議論という1枚物のペーパー、それから、後で資料4、経済・雇用部会の取りまとめの方向性、この2つを使って説明させていただきます。

まず、議題の医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成についてでありますけれども、各構成市の具体的な取り組み事例を交えながら意見交換を行いました。主な意見といたしましては、高度な技術を持つものづくり企業が医療機器分野へ進出しやすくするためには、医療現場のニーズを把握してマッチングを進めることが重要である。そのために、産学官と医療機関が連携してプラットフォームを構築しているという事例紹介。指定都市単独の海外拠点を持つことは困難であることから、海外企業の誘致に際しては、ジェトロなどの関係機関と連携している。あるいは、医療・介護・健康関連産業の集積が進んでいる姉妹都市との連携が重要であり、都市間のネットワークを生かすとともに、優遇策を講ずることで企業誘致が大いに期待できる。これからは高度人材外国人を獲得することが重要であり、そのための環境整備として、家族で来日する留学生の住居の確保や子どもの教育面への対応を教育機関と連携しながら検討する必要がある。あるいは、海外からの介護福祉士の人材確保は不可避になると考えられるけれども、そのためには、留学生が日本国内で資格を取得した後も引き続き国内で就労できるよう、規制緩和等によって環境整備を行う必要がある等の意見がございました。

また、先日、九州北部豪雨のための対応等で熊本市長さんは部会に出られませんでしたけれども、事務局のほうからご報告いただきました。地場企業の育成や地域の医療水準を踏まえながら地域の活性化を図っている事例として、医療機関、人間ドック機関と連携した地域密着型の健康支援サービスの取り組みということで成果を上げているというご報告がありました。

こうしたご意見を踏まえた取りまとめの方向性でありますけれども、まず、部会の共通認識として、指定都市は、地域の企業や研究機関とともに、地域のニーズや技術特性を活かした医療・介護・健康関連分野におけるイノベーションの起点としての役割を担うということを確認できたと思います。次の第3回の部会では、地域のニーズや産業集積の状況等に応じて取り組みを類型化し、その類型ごとに取り組むべき方策を提示していきたいと考えます。その上で、必要に応じて国等への提言、あるいは要求を行うものを整理するというふうにしたいと思っております。

続いて、議題2であります。指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）業務等の移管について。これについて意見交換を行いました。

主な意見としては、現状では、生活保護受給者になる前の予防対策としての職業紹介が十分に機能していない。より効果的に就労に結びつけるためには、基礎自治体が職業紹介、職業訓練、福祉的支援等を一体的に提供する必要があるということになったと思います。

今後の取りまとめの方向性でありますけれども、まず、本日の部会において、我が市、広島市の事例を取り上げさせていただきました。お配りしております当部会でのパワーポイント、資料4を使ってやりましたけれども、とりわけ13ページを見ていただければと思います。このイメージ図にありますように、ハローワーク業務の移管までの当面の取り組み、まだまだ調整中でありますので、当面の取り組みとして国が行う無料職業紹介、都道府県が行う職業訓練、市が行う生活保護業務について、ワンストップで適切なサービスを提供できる体制というものを市から提示させていただきまして、議論の中で、1つ、区役所において生活困窮者にワンストップでこれらのサービスを提供することが重要なこと、2つ目は、その際、国、県が有しております職業紹介、あるいは職業訓練の業務について指定都市がリーダーシップを発揮できるような仕組みが必要であるということで共通の認識をいただいたのではないかと思います。今後、各都市の進捗状況や課題を情報収集した上で、第3回の部会でこのような取り組みについての議論を深めて、指定都市が一丸となって国に対して実効的かつ効果的な提言、あるいは要求発信をできるかどうかということをし少し整理していきたいと思っております。

限られた時間ではありますけれども、引き続き、各市の取り組み事例とか対応策等について持ち寄って、さらに国等の情報収集も行いながら取りまとめ、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

私からの報告は以上であります。

神戸市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきましてご意見がございましたらお願いいたします。

堺市長 堺市でもジョブプラザとか、そういうふうな形で離職者への就労促進のいろいろなサービスをやっているんですけども、どうもこれを見ていたら、ジョブプラザにハローワークの職員が来ていただく、OBが来ていただくということになっているんですけども、ハローワークを存続するための1つの方策みたいな形で使われているような面がございまして、実際、全部もう政令市にハローワーク機能を譲ってほしいと。そのほうが生活保護も含めてきちとした就労支援ができるということで、どうも存続のためにそういうふうな策がされている。これをきちと我々は完全移管を要求しなければならないというふうに、私はそのように思っております。

神戸市長 この件については、確かに早いこと一体的にやらないとなかなか就労につながっていないという事態が発生していますから、これは非常に重要な認識だと思います。

広島市長 先ほどの資料の12ページを見ていただくと、12ページの資料の左側のところが現在国が意思決定してやっている取り組みの作業スケジュールなんです。アクション・プランというのをつくって一体的実施という中で、少なくとも3年間はやってみようじゃないかと。そこで検証して、26年度以降にやると。ですから、その間のこの動きをやめろというのは余りにもナンセンス。これに乗っかりながら、広島市としては、その枠組みの中でいろいろ要求していくと。先ほどの例にもありましたように、生活保護受給者になった後じゃなくて、なる前後からやるということが重要だと。そうすると、それに向けてどんな業務体制がいいでしょうかということの問題提起しながら、一定の成果が上がった段階でしっかりとした要求をぶつけるという段取りを組みたいと思っております。ですから、そのときに、今、堺市の市長さんが言われたようなことをしっかり頭に置いて対応したらどうかなというふうに思います。

神戸市長 他にご意見はございますか。

ないようでしたら、本日議論いただき取りまとめの方向性で案を示していただいておりますが、これにつきまして最終的なまとめの方向に向けて作業をしていただけるということですので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次に、(5)災害復興部会からの報告ということで、手元に資料5 - 1、それから、5 - 2というのがございます。この中で、先日、7月11日に、実は災害復興部会を開催してございます。きょうは部会長の奥山仙台市長がこの場に出ることがちょっと困難でございましたので、私のほうが副会長として、この説明をかわってさせていただきたいと思っております。

まず、今回の部会で、復旧・復興における現行の災害対応法制の見直しについて議論をしたところでございます。前回の市長会議で現行の災害法制体制における問題点を意見書に取りまとめたところでございまして、今回はより具体的に改正要望の検討を行っております。

具体的に改正を求めるポイントにつきましては、資料5 - 2をご覧いただきたいと思っております。災害救助法につきましては、指定都市の市長が救助の主体として位置づけられていないということで、災害発生時に必要な権限を行使できておりません。迅速な救助を行うことができないという問題があることから、当初から指定都市の市長を救助の主体として位置づけをすべきだというふうにしてございます。

また、災害対策基本法についても同様に、災害発生時の応急措置にかかります従事命令等の権限が知事に限定をされているということから、指定都市の市長にもその権限を行使できるようにする必要があると考えております。また、同じく災害対策基本法の関係では、指定都市の持つ人材、あるいは専門性というものを有効に活用するため、災害時の広域支援の枠組みの検討において、指定都市を支援主体として組み込むよう求めるものであります。指定都市が自立的な災害対応を行うことができれば、道府県との役割分担を行い、より効率的な災害対応が可能というふうに考えております。

さらに、指定都市が早期復興できれば、そのノウハウを周辺自治体の復興に生かせるということで、被災地全体の復興のスピードも上がるものというふうに考えられます。

今申し上げた論点を踏まえてまとめたものが資料5 - 1でございまして、お示ししておりますように、災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請でございまして、こちらにつきましては、今日の午前中に、総務省に向けまして、私と藤本副市長さんで要請をしてまいりました。相手は、防災担当大臣の中川大臣、そして、総務省の関係先というところ

るで要望をしたところでございます。

先立ちまして、7月18日には、相模原市長さんが民主党へ要望をしていただきました。また、後日、白本の要請にあわせまして、厚生労働省へも阿部川崎市長さんから要請をいただく予定ということにしております。

また、もう1つの部会のテーマでございます基礎自治体の危機管理のあり方、連携については、現在、事務方と検討を進めてございまして、次回の部会において議論を深めたいというふうに考えてございます。

災害復興部会の報告については以上とさせていただきたいと思っております。

もし、ご意見がございましたら、おっしゃっていただけましたらありがたいんですが。

仙台市副市長 仙台市でございます。今神戸市長さんからご説明ございましたけれども、今回の要請に至りました経緯につきまして改めてご説明いたします。この度の大震災発災当初は、3月11日当日付で、宮城県の知事のほうから、災害救助法第23条に関する救助については市長が行うようにという通知はいただきましたけれども、その中で応急仮設住宅の部分は除外されておりました。それは県のほうで津波被害に対応するために広域的に仮設住宅を発注しなくてはいけないという中で、全体的な調整を県が行うという趣旨でありましたが、仙台市としましては直ちに発注できる状況にありましたことから、結果として対応が後手に回り、被災者の方々の支援についてやはり一定のスピード感が落ちてしまったため、次の段階になかなか進めないという状況がございました。これが発端的な動機になるわけでございます。

しかしながら、1年4カ月が過ぎてきた中で、瓦れき処理でありますとか、例えばさらには被災地の区画整理事業、あるいは再開発事業、こういった部分については、ほかの都市はやはり土木・建築職というのが非常に限られていることから、なかなかこの事業に取り組めないという状況が今もってある一方で、仙台市としては、早急に瓦れき処理もできましたおかげで石巻のほうからも受け入れることができるとか、あるいは土木・建築につきましてもようやく石巻のほうに、週2日という条件はありますけれども職員が派遣できるようになって、再開発面についての考え方なり蓄積を伝達できるようになっております。

そういったことを今の時点で見ますと、やはり政令市はある種総合デパートと位置づけることができ、広域的な大震災の場合には、早急に復興させたほうが、ほかの被災市にと

りまして復興のスピードが上がるというような実感を持っておりますことから、そういう意味からも、災害救助法の主体の中に政令市をまず入れていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

神戸市長 この件につきましてはもう皆さんもご理解いただけたと思いますが、いずれにしても、被災地の早期復旧・復興ということが重要でございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、その他に移らせていただきます。

資料6をご覧くださいと思います。これはもう既に皆さんのお手元に7月2日付で発出させていただきましたのでご覧いただいたと存じますが、「東日本大震災にかかる被災自治体への支援について」と書いてございますが、実は平野復興大臣から私に、ぜひ会いたいという要請がございました。何かといいますと、東日本大震災で今各市が復興の支援に入ってられるわけでございますが、この内容について、今後もぜひ存続して取り組みをしていただけたらということと、あわせて今後さらにその他の市にも、もしも状況が許す状態であれば、ぜひ支援をお願いできませんかというお話等ございました。

私は申し上げたんですが、大体各市、発災直後から全力を挙げて現地に入った状況でございますが、状況に合わせて支援を続けてきてございますが、今後も続けてやることは、これはもう当然のこととして考えていると申し上げておきました。これは前回の会議でも確認していただいたところでございます。それに加えて、我々の場合は被災経験がございましたので、実は退職された方が非常にノウハウをお持ちだということで、現在、岩手県大槌町にOB職員が行っております。ところが、現在の再任用の場合は65歳という規定になってございますので、65歳を超えるとその認定ができません。そこで、こういう点について、やはり新たな考え方を盛り込んでほしいということをお大臣に要請しておきました。

その結果、これは総務省の公務員部が担当することになりまして、今その詰めを行っておるところでございますが、皆さんのほうでも、もしOBの方を現地にというふうな点がございましたら、今、詳細等について指定都市事務局のほうで内容を取りまとめようとしておりますので、またご連絡いただければというふうに思う次第でございます。こういった被災地の状況、もう皆さんもご案内のとおりでございますので、全力を挙げてこれに対処したいということで、ご確認をいただければということでございます。

以上でございます。

仙台市副市長 去る7月7日に仙台で復興大臣と被災沿岸15市町との懇談がございました、やはり沿岸市からは、特に技術系の職員の部分につきましてマンパワーが不足しているという要請がいろいろございました。各政令市の皆様からは、既にある種対口支援的に継続的なご支援をいただいているということ踏まえまして、平野大臣からも、指定都市市長会長と職員派遣について懇談をしており、引き続き支援要請をしているという趣旨のご発言もございましたものですから、各指定都市におかれましては、行革等々人員が非常に厳しい状況とは存じますが、被災地にとりましては、これからある種肝心な状況になってきていることもございますものですから、引き続きのご支援について特段のご配慮をいただければと思います。とりわけ正規職員ということになると非常に難しい面もあるという中で、総務省でも、いわゆる退職されたOB職員の活用という手法についても種々お考えをいただいているという状況もございますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

神戸市長 ありがとうございます。

この件について意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思ひます。次回の市長会議の開催日程についてでございますが、次回は第34回市長会議でございます。日程は11月5日月曜日、東京で開催ということでございます。詳細は後ほどまたご連絡させていただきたいと思ひます。

次に、指定都市と中核市・特例市が連携してやっていこうということで以前決めていただいたわけでございますが、今回連携のシンポジウムの開催が予定されておりますので、これにつきまして事務局から報告等させていただきたいと思ひます。

事務局長 資料7をご覧ください。中核市・特例市連携担当ということで新潟市長さんにご担当いただいているわけですが、今回、中核市及び特例市と連携いたしましたシンポジウムの開催についてまとめりましたので、概要についてご説明させていただきます。

テーマは「地域主権の確立に向けて」ということで、10月19日金曜日13時30分開会、会場は時事通信ホールでございます。主催は指定都市市長会、中核市市長会、全国特例市市長会でございます、全国市長会さんにもご後援をいただき、時事通信社も後援という位

置づけでございます。300名の募集定員です。対象は指定都市、中核市、特例市を中心といたしました行政関係者等というふうに考えてございます。

8の内容・構成でございますが、基調講演を早稲田大学大学院教授の北川先生にお願いしております。地域主権に向けた都市間連携の取り組み事例紹介は、指定都市市長会から浜松市長さんをお願いしてございます。パネルディスカッションは、指定都市からは新潟市長にお願いし、中核市からは奈良市長、特例市は春日井市長でございまして、北川先生にも加わっていただいて4名で行う。モデレーターは時事通信の解説委員の上崎さんとなっております。

最後、9の事前広報でございますが、10月19日がシンポジウム開催当日でございますが、それを盛り上げるために「市長が語る『地域主権と都市の役割』」と題しましてiJAMPにコラムを連載する予定でございます。1日2名でございまして、中核市市長、特例市市長、指定都市市長のコラムをシンポジウム開催まで約2カ月間連載するというふうに考えてございます。8月1日スタートで、iJAMPのトップページにコーナーを設けてやることになってございます。皆さんもそこからご覧いただきたいと思っています。行政機関にも大都市が連携する姿を幅広くPRするとともに、このシンポジウムの機運を盛り上げていきたいと思っております。各市長さんには既に原稿依頼の通知をお送りしてございます。トップバッターは新潟市長さんをお願いしてございます。

説明は以上でございます。

神戸市長 ありがとうございます。

この件について特に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、次に、東京2020オリンピック・パラリンピック招致に関する応援決議についてお諮りいたしたいと思えます。

今資料をお配りいたします。京都の門川市長から趣旨提案をお願いいたします。

京都市長 突然の提案で申しわけございません。昼食会のお話しし、先ほど役員会でご理解いただきました。2020年オリンピック・パラリンピック招致につきまして、東京から各都市に対しても応援の要請があるかと思えます。

東日本大震災、そのとき多くのスポーツ界、アスリートの方々が被災地・被災者支援のためにさまざまな取り組みをされ、感動の輪が広がりました。スポーツの果たす役割、こ

のことについて多くの国民が再認識したところだと思います。そして今回の招致が実現すれば、日本人が今一番大事な誇りと自信を持ち、同時に未来に向かって日本が一丸となって国を活性化する。また、国際社会における日本の存在感を高めていくことにもなるうかと思えます。特に若者が未来に希望を持っていく、こういうことが今大事じゃないかと思っています。

被災地初め日本国中を元気にする。同時に世界から被災地のためにさまざまな支援をいただきましたけれども、世界の方々に感謝を伝えるためにも、このオリンピック・パラリンピックがぜひとも東京で開催できるように、政令指定都市としても応援していきたい。このような決議をこの機会に上げられればいいんじゃないかと思えます。

私からは以上です。

神戸市長 ただいまの応援決議につきまして、皆様のご賛同をいただけると思いますが、特に何かご意見ございますでしょうか。

名古屋市市長 本当は京都か仙台が手を挙げればすばらしいのですが、立候補がありませんので、賛成します。

神戸市長 既に今3都市の争いになっているようですので、そういう意味で日本の盛り上がり少し要るのではないかということも言われていますが、私どもの考え方は、今門川市長がおっしゃいましたように、やはり東日本大震災という大きな出来事に対するとらえ方ということと同時に、日本の国が今何か展望とか目標を失いかけているのではないかというようなところも門川市長はおっしゃっておられますので、ぜひそういった点でこれを皆さんで合意し、発出したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 ありがとうございます。

それでは、今お手元に先ほどの修文が入った文書が配られておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

本日は本当に長時間にわたりましてご議論をちょうだいいたしました。ありがとうございます。きょう議論いただきました課題を克服していくためにも、この指定都市各市がそろって向かっていくことが重要であるというふうにも思っております。さまざまなご意

見がおありでございますが、またそういった点で忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。(拍手)

事務局長 それでは、以上をもちまして第33回指定都市市長会議を終了させていただきます。この後、会長と阿部川崎市長によります記者会見をこの階のおり鶴・舞に会場を移して行います。速やかに行いますので、記者の皆様方、速やかな移動をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後4時55分閉会